

卸売市場法に基づく主な手続き一覧

項目	主な提出書類	備考	関係法令等
地方卸売市場の認定申請	① 認定申請書[様式1] ② 業務規程 ③ 業務規程の策定に関する意思決定を証する書面 ④ 運営状況報告書[様式7] ⑤ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面 ⑥ 売買取引及び決済の方法が公表されていることを証する書類 ⑦ その他(定款、登記事項証明書、配置図等) <その他の遵守事項を定めた場合は以下の書類> ・取引参加者の意見を聴取した際の議事録等 ・当該遵守事項及び定めた理由が公表されていることを証する書類	※認定を受けたい場合は、事前にご相談ください	法第13条第1項 省令第17条第1項
認定事項の変更申請	① 認定事項の変更に係る認定申請書[様式3] ② (変更後の)認定申請書[様式1] ③ 認定申請時の添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類 <業務規程の変更を伴う場合は以下の書類> ・変更後の業務規程 ・変更に関する意思決定を証する書面 等	変更しようとする日までに申請 【主な対象項目】 ・開設者の変更 ・市場面積の10%を超える施設面積の増減 ・開設者の組織人員の10%以上の減少 ・卸売業者の変更で卸売業者が存在しなくなるもの ・業務規程の変更で業務の方法又は遵守事項の内容の変更を伴うもの	法第6条第1項 省令第25条第1項
認定事項の軽微な変更届出	① 認定事項の軽微な変更に係る届出書[様式4] ② (変更後の)認定申請書[様式1] ③ 認定申請時の添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類 <業務規程の変更を伴う場合は以下の書類> ・変更後の業務規程 ・変更に関する意思決定を証する書面 等	変更の日の7日後までに届出 【主な対象項目】 ・開設者の名称、住所、代表者の氏名の変更 ・卸売市場の名称の変更	法第6条第2項 省令第27条第1項
認定事項の軽微な変更報告	① 運営状況報告書[様式7] (「認定事項の軽微な変更の状況」の欄に記載) ② (変更後の)認定申請書[様式1] ③ 認定申請時の添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更される書類 <業務規程の変更を伴う場合は以下の書類> ・変更後の業務規程 ・変更に関する意思決定を証する書面 等	毎年度経過後4月以内に提出 (変更の都度の報告は不要) 【主な対象項目】 ・市場面積の10%以内の施設面積の増減 ・取扱品目ごとの取扱いの数量、金額に関する事項の変更 ・業務の運営体制に関する事項の変更 (組織人員が10%以上減少する場合を除く) ・業務の運営に必要な資金の確保に関する事項の変更 ・市場内の卸売業者に関する事項の変更 ・卸売業者以外の取引参加者に関する事項の変更 ・業務規程に関する事項の変更 (業務の方法又は遵守事項の内容の変更を伴うものを除く)	法第12条第1項 省令第27条第2項
地方卸売市場の休止又は廃止の届出	業務の休止又は廃止に係る届出書[様式5]	休止又は廃止の日の30日前までに届出	法第7条 省令第28条第2項
中央卸売市場の認定申請に係る届出	中央卸売市場の認定申請に係る届出書[様式6]	中央卸売市場の認定申請後速やかに届出	法第8条第2項 省令第29条
卸売業者による事業報告書の提出	事業報告書[様式2]	当該事業年度経過後90日以内に提出 (卸売業者が開設者へ提出)	法第13条第5項 第5号の表の5の項(2) 省令第21条第1項
地方卸売市場の運営状況の報告	① 運営状況報告書[様式7] ② 事業報告書[様式2]	毎年度経過後4月以内に提出	法第12条第1項 省令第30条第1項 省令第30条第2項

※関係法令のうち、法第5条から第12条までは法第14条に基づき準用する